

特別国民体育大会競技役員等養成基本計画

特別国民体育大会の競技運営にあたる競技役員等の養成については、「特別国民体育大会競技役員等養成基本方針」及び「特別国民体育大会競技役員等編成基本方針」に基づき、特別国民体育大会競技役員等養成基本計画を作成し、計画的かつ円滑な事業の推進を図る。

1 養成対象

競技役員（運営員・審判員）、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員を養成の対象とする。

2 養成団体

- (1) 競技役員（運営員・審判員）及び競技補助員については、競技団体がその養成を行う。
- (2) 競技会係員及び競技会補助員については、会場地市町村が関係団体と十分協議し、その養成を行う。

3 養成事業

- (1) 競技役員（運営員・審判員）の養成事業については、次のとおりとする。
 - ア 県内講師による県内講習会
 - イ ブロック及び中央の競技団体講師による県内講習会
 - ウ ブロック及び中央の競技団体主催の講習会への派遣
 - エ ブロック及び中央の競技団体主催の大会への派遣
- (2) 競技補助員、競技会係員及び競技会補助員の養成事業については、次のとおりとする。
 - ア 県内講師による県内講習会
 - イ ブロック及び中央の競技団体講師による県内講習会

4 養成実施年次計画

区分・内容			年度		H25～	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
			事業主体	(7～3年前)	(2年前)	(1年前)	延期	2年前	1年前	開催年		
競技役員	審判員	中央講習会等派遣 県内講習会	県	資格取得、資格維持、資質向上 →				資格取得、資格維持、資質向上 →				
	運営員	要資格 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会	県	資格取得、資格維持、資質向上 →				資格取得、資格維持、資質向上 →			
		その他の 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会	県	養成、資質向上 →				養成、資質向上 →			
競技補助員		県内講習会	県	養成 →				養成 →				
競技会係員		県内講習会	市町村	養成 →				養成 →				
競技会補助員		県内講習会	市町村	養成 →				養成 →				

5 養成計画

- (1) 競技役員等の具体的な養成計画は、各競技団体が別途作成する。
- (2) 養成計画は、事業の進捗状況をふまえて適宜見直しをする。